

全日本私立幼稚園連合会 法人化に関する資料



令和7年5月8日(木)
団体長会・理事会合同会議

全日本私立幼稚園連合会

一般社団法人全日本私立幼稚園連合会 定款

第1章 総則

《名称》

第1条 この法人は、一般社団法人全日本私立幼稚園連合会（略称「全日私幼連」）という。

《事務所》

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区九段北4丁目2番25号私学会館内におく。

第2章 目的及び事業

《目的》

第3条 この法人は、都道府県私立幼稚園等団体相互の提携協力によって、私立幼稚園及び私立の認定こども園（以下、これを「私立幼稚園等」と呼ぶ。）の自主性と公共性を発揮し、乳幼児教育・保育の振興を図ることを目的とする。

《事業》

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）乳幼児教育・保育に関する調査研究
- （2）私立幼稚園等の管理運営に関する調査研究
- （3）私立幼稚園等の充実振興のための渉外活動
- （4）私立幼稚園等教職員の資質向上及び福利厚生
- （5）そのほか目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

《入社》

第5条 この法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、この法人の所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

《会費等》

第6条 社員は、この法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

《退社》

第7条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前にこの法人に対して予告をするものとする。

《除名》

第8条 この法人の社員が、この法人の名誉を毀損し、若しくはこの法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、別に定める手続きにより懲戒することができる。

《社員の資格喪失》

第9条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

第4章 社員総会

《構成》

第10条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

《権限》

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

《開催》

第12条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

《招集》

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の10分の1以上の社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由

を示して、社員総会の招集を請求することができる。

《議長》

第14条 社員総会の議長は、理事の中から理事会において定める。

《議決権》

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1票とする。

《決議》

第16条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数が出席し、出席した当該社員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって決議し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

《議事録》

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員等

《役員の設置》

第18条 この法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事 3名以上53名以内
 - (2) 監事 1名以上4名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、5名を副会長とする。
- 3 この法人の会長を一般法人法上の代表理事とする。
- 4 会長以外の理事のうち、副会長を一般法人法上の業務執行理事とする。

《役員の選任》

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
- 3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は職員を兼ねることができない。
- 4 監事のうち1名は、その就任の前10年間当該法人又はその子法人の理事又は使用人であったことがない者その他これに準ずるものとして内閣府令で定める者でなければならない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族（その他当該理事と政令で定め特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

《理事の職務及び権限》

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
- 4 会長、副会長は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

《監事の職務及び権限》

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

《役員の任期》

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 会長の重任は3回までとする。
- 3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事若しくは監事が欠けた場合又は第19条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

《役員の解任》

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

《報酬等》

第24条 理事及び監事に対して別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。ただし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

第6章 理事会

《構成》

第25条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

《権限》

第26条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の重要な業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長の選定又は解職

《招集》

第27条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

《議長》

第28条 理事会の議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

《決議》

第29条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条（理事会設置一般社団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす）の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

《報告の省略》

第30条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

《議事録》

第31条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

《事業年度》

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

《事業計画及び収支予算》

第33条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

《事業報告及び決算》

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の決議を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款および社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

《剰余金》

第35条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

《定款の変更》

第36条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

《解散》

第37条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

《残余財産の帰属》

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法

人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

《事務局》

第39条 この法人の事務を処理するため、事務局をおく。

2 事務局に、職員若干名をおく。

3 前各項に定めるもののほか、事務局に関する事項は別に定める。

第10章 公告の方法

《公告の方法》

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

《細則》

第41条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、会長が別に定める。

2 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

附 則

1 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和9年3月31日までとする。

2 この法人の設立時の役員は、次の通りとする。

設立時業務執行理事 ●● ●● ●● ●● ●● ●● ●● ●●

設立時代表理事 ●● ●●

設立時監事 ●● ●●

3 この法人の設立時の社員は、次の通りとする。

設立時社員

1 東京都●●●●●●●●

●● ●●

2 東京都●●●●●●●●

●● ●●

- 3 東京都●●●●●●●●
●● ●●
- 4 東京都●●●●●●●●
●● ●●
- 5 東京都●●●●●●●●
●● ●●

以上、一般社団法人全日本私立幼稚園連合会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和●年●月●日

設立時社員	●● ●●	①
同	●● ●●	②
同	●● ●●	③
同	●● ●●	④

令和7年2月開催の常任理事会、令和7年3月開催の団体長会・理事会合同会議において法人化案が承認され、令和7年5月開催の定時総会に向けて定款の整備を進めることとなった。令和7年5月の定時総会では、令和8年度に一般社団法人全日本私立幼稚園連合会として活動することをご承認いただいた後、法人化設立準備室（仮称）を立ち上げ、法人登記に向けて引き続き協議を進めていく。

		R7.4月23日	R7.5月8日	R7.5月28日	R7.7月	R7.11月	R7.12月	R8.2月	R8.3月	R8.4月	R8.5月	R8.5月
諸会議の運営		常任理事会	団体長会・理事会合同会議	定時総会	法人化設立準備室	常任理事会	団体長会・理事会合同会議	常任理事会	団体長会・理事会合同会議	常任理事会	団体長会・理事会合同会議	定時総会理事会
議題		審議	審議	承認	発足	協議	協議	審議	審議	承認	承認	法人化
法人化	機関設計										改選期 決算理事会	
	定款作成	①目的 ②名称 ③事務局の所在地 ④設立時社員の氏名又は名称及び住所 ⑤社員の資格の得喪に関する規定 ⑥公告方法 ⑦事業年度									総会：理事候補者を審議→開催時期検討 理事会：新理事で理事会	
	定款認証	発起人が公証人役場へ申請 定款認証から法人設立まで期間の制限はなし（半年前や一年前に認証した定款でも可能）										
	設立登記										設立時役員の選任	新理事発足後2週間以内に登記手続き
組織改革	人事	選出方法の見直し（令和8年度改選期を踏まえて） ・会長・副会長・専務理事・常任理事・理事/評議員・地区長・委員会委員等										
	規程	・定款細則や定款以外の規則・規程 ・旅費規程・慶弔規程・総会議事規則・永年勤続表彰推薦規定・謝金規程										
	機構との関係性	・システムに対する各団体の棲み分け										
●主な検討内容		・法人化に必要な手続き、定款等の整備 ・組織改革案（人事選出方法の再検討、規程の見直し、機構との関係性）										
		※必要に応じて、定款作成依頼先の白井公認会計士や法人化アドバイザーの辻田社労士をお招きし指導を仰ぐ。										